

生産者の皆様へ

GAPの取組について

平成30年度の環境保全型農業直接支払交付金から、支援要件に「国際水準GAPに取り組む」ことが加わりました。

GAPの研修を受けることが必須です

GAPの研修会に参加していただくか、**オンライン研修を受講**していただく必要があります。
ただし、有効期限は異なります。

(GAPの研修会に参加：2年、オンライン研修を受講：1年)

平成30年度にGAPの研修会を受講してくださった方は、令和2年度で有効期限が切れてしまうため、令和2年度に研修会を再受講していただく必要があります。後日、市役所から研修会開催の案内があるので、御参加ください。あるいは、オンライン研修での受講をお願いします。

(※) GAP理解度・実施内容確認書については、後日GAPの研修会にて説明します。